

障支第625号
令和4年9月22日

各障害福祉サービス事業所の長様

埼玉県福祉部障害者支援課長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る
埼玉県サービス管理責任者等更新研修の臨時的な取扱いの廃止について

本県障害者福祉行政の推進につきましては、格別の御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、サービス管理責任者等更新研修については、新型コロナウイルスの感染動向を踏まえ延期することとし、研修未受講者に対する臨時的な取扱いについて、令和4年3月31日付障支第1545号「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る埼玉県サービス管理責任者等更新研修の臨時的な取扱いについて」（以下「本通知」という。）を発出したところです。しかしながら、オンラインを活用するなど感染対策を講じた研修方法が確立できたことや更新研修を延期することの影響などを勘案し、今年度は研修を実施することといたしました。したがって、本通知については、令和4年9月22日をもって廃止しましたので通知します。

今後、研修未受講者に対する臨時的な取扱いはなくなり、平成30年度以前にサービス管理責任者等研修を修了した者のうち、初回のサービス管理責任者等更新研修（以下「本研修」という。）が未修了の者については、令和6年3月31日までに本研修を修了する必要がありますのでご注意ください（未修了の場合は資格が失効します）。

【参考】

- ・令和2年2月28日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る相談支援専門員等研修の臨時的な取扱いについて」
- ・令和4年3月31日付障支第1545号「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る埼玉県サービス管理責任者等更新研修の臨時的な取扱いについて」

担当 総務・市町村支援担当
TEL 048-830-3319
E-mail a3300-08@pref.saitama.lg.jp

事 務 連 絡

令和2年2月28日

各 都道府県 障害保健福祉主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る
相談支援専門員等研修の臨時的な取扱いについて

相談支援専門員、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者（以下「相談支援専門員等」という。）については、指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年厚生労働省告示第227号）、指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年厚生労働省告示第225号）若しくは指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年厚生労働省告示第226号）に定める内容以上の現任研修又は指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年厚生労働省告示第544号）若しくは障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年厚生労働省告示第230号）に定める内容以上の更新研修を修了し、これらの研修を修了した旨の証明書の交付を受けていること等を要件としているところです。

今般の新型コロナウイルス感染症への対応のため、都道府県の判断により、以下のとおり取り扱うことができることとしますので、管内の関係者への周知をよろしくお願いいたします。

- 新型コロナウイルス感染症への対応のため現任研修又は更新研修が延期又は中止された結果、現任研修又は更新研修を修了することができない相談支援専門員等については、都道府県が認める期間内は現任研修又は更新研修を修了したものとみなすことができる。

障支第1545号
令和4年3月31日

各障害福祉サービス事業所の長 様

埼玉県福祉部障害者支援課長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る
埼玉県サービス管理責任者等更新研修の臨時的な取扱いについて

本県障害者福祉行政の推進につきましては、格別の御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成31年度の研修制度改正により、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者（以下「サービス管理責任者等」という。）として従事するためには5年に1回更新研修を受講することが必要となりました。平成30年度以前にサービス管理責任者等として従事するために必要な研修の修了者は、令和5年度末までに本研修を受講することにより、令和6年度以降の5年間についても、サービス管理責任者等として従事することができることとされています。

令和元年度及び2年度埼玉県サービス管理責任者等更新研修につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止のために、令和元年度は延期（令和3年度に実施）、令和2年度は中止いたしました。

そのため、下記対象者におかれましては、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る相談支援専門員等研修の臨時的な取扱いについて」（令和2年2月28日付厚生労働省事務連絡）に基づき、令和8年3月31日まで研修を修了したものとみなす（以下、「みなし期間」という。）ことといたしました。

なお、当該措置は県が認める期間において研修を修了したものとみなす措置のため、みなし期間終了後以降もサービス管理責任者等として従事するためには令和8年3月31日までに更新研修を修了する必要があります。

記

【対象者】

埼玉県内に所在する事業所に所属する者（予定を含む。）であって、平成30年度以前にサービス管理責任者等研修を修了した者のうち、初回のサービス管理責任者等更新研修が未修了の者

参考

令和2年2月28日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡
「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る相談支援専門員等研修の臨時的な
取扱いについて」

担当 総務・市町村支援担当
TEL 048-830-3319
E-mail a3300-08@pref.saitama.lg.jp